平成２４年（フ）第７２０号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田834番地25　第２フクシマハイツ103、前住所熊本市東区月出２丁目３番48号
債務者　渡邉　一雄
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７３６号
熊本市東区若葉１丁目16番８号
債務者　大羽　清博
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
熊本市東区御領３丁目８番31号　レインボーブリッジⅡ206号
債務者　西村浩一郎
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
熊本市東区御領３丁目８番31号　レインボーブリッジⅡ206号
債務者　西村　留美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地６　市営住宅13―３号棟105号室
債務者　伊藤　良子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６０３号
神奈川県平塚市北豊田624番地の２　ＮＫＹフラット306号、前住所神奈川県平塚市東中原１丁目11番40号　カーサすずき第２―101号
債務者　原　　梢（旧姓藁科）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５０８号
新潟市南区高井東１丁目３番32号　ハイツわかな101号、前住所新潟市南区戸石1058番地５
債務者　平泉　　悟
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
新潟県糸魚川市新鉄２丁目９番20号渡辺アパート
債務者　田原　久男
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第９５号
新潟県上越市木田２丁目８番３―201号　スタフィリア201号
債務者　埴原　幸一
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１０３号
新潟県上越市栄町２丁目７番22号
債務者　永井　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１０９号
新潟県上越市大字中田原160番地７
債務者　小日向　眞
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１１２号
新潟県妙高市田町１丁目８番８号
債務者　渡邉　静子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１１８号
新潟県上越市春日野２丁目１番５号
債務者　古澤紀久江
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１２３号
新潟県上越市北城町１丁目２番５号
債務者　森　えり子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２５８４号
名古屋市中川区東中島町１丁目34番地の１　ロッジハウスなかがわ
債務者　坂東交通こと　坂東　直次
法定代理人成年後見人　坂東　正幸
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９７号
香川県小豆郡小豆島町橘甲492番地７　町営橘改良住宅Ｆ棟403号室
債務者　上嶋　春光
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７号
香川県坂出市府中町716番地
債務者　杉田　和代
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部